



様式第17号（第11条関係）

一般廃棄物処理業許可証

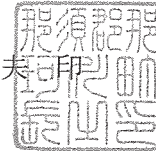
那珂生指令第4号
令和6年8月27日

住所 栃木県那須塩原市井口198番地1

氏名 株式会社 真田ジャパン

代表取締役 五月女 大造

那珂川町長 福島 泰夫



令和6年8月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可（許可の変更）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項（第7条第10項）（第7条の2第2項）の許可基準に適合するので、次の条件を付して許可します。

許可の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更
許可の期間	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで
取り扱う一般廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ごみ <input type="checkbox"/> し尿・浄化槽汚泥
事業の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 収集運搬（積替え・保管を除く。） <input type="checkbox"/> 運搬（荷卸限定） <input type="checkbox"/> 中間処理（処理方法） <input type="checkbox"/> 最終処分（処分方法）
対象区域	那珂川町
処理手数料	条例に定める金額以内
環境衛生上必要な措置	(1) 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターへ搬入しなければならない。 (2) 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターへ搬入過程で積替・保管してはならない。 (3) 運搬車は有蓋車でなければならない。
許可の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守しなければならない。

【不服申立て及び取消訴訟について】

- この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 上記①の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、当該期間内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると当該訴えを提起することができなくなります。
- 上記②の訴えは、上記①の審査請求をした場合にも提起することができます。そのときは、上記①の審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、当該期間内であっても、上記①の審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該訴えを提起することができなくなります。